

# 復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



# しちがはま



## 主な内容

### 特集

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 平成28年度 私たちのまちづくり          | 2 |
| 七ヶ浜町国民健康保険保健事業実施計画を策定しました | 6 |

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 町内の話題 ズームアップ           |   |
| おめでとうございます!! 町内小学校で入学式 | 8 |

### シリーズ

- |                  |    |
|------------------|----|
| 心と体の健康シリーズ V     | 10 |
| ふれ愛くらぶ           | 12 |
| 復興だより No.42      | 14 |
| 暮らしアラカルト         | 18 |
| 第45回産業まつり「青空市」ほか | 28 |

## 平成28年度事業がスタートしています

写真は、昨年開催された代ヶ崎浜こいのぼりイベントの1コマ。この事業には、町の地域活性化策の一つ「安心・元気な地域社会づくり補助金」が活用されています。3月議会で議決された平成28年度予算。今月号では、その施策についてご紹介します。

2016 **5** | vol.535  
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから!

# 平成28年度 私たちのまちづくり

## 平成28年度 施政方針



町長 寺澤 薫

人口減少社会の到来や長年のデフレからの脱却など、日本を取り巻く環境が劇的に変化している今、政府は平成26年末、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、地方創生の推進に向け、各省市の連携のもとで取り組みが進められております。

これまで、経済対策として進めてきたアベノミクスでは、「大胆な金融政策」・「機動的な財政政策」・「民間投資を喚起する成長戦略」という3本の矢が放たれ、一定の成果が得られたとされております。

しかしながら、さらに次のステージに向けて、昨年9月、政府は、新たな「三本の矢」として、「希望を生み出す強い経済(GDP600兆円)」・「夢を紡ぐ子育て支援(出生率1.8%)」・「安心につながる社会保障(介護離職ゼロ)」といった極めて高い目標が打ち出され、「一億総活躍社会の実

現」に向け、日本全体で地方創生を推進する姿が明確になってまいりました。

このことを受け、全国の市町村では、それぞれの地域特性を活かした地方版総合戦略の立案により積極的に取り組みをはじめ、その指標としてのKPI(＝重要業績評価指標)の設定など、スピード感のある臨機応変な対応による新たなまちづくりへの展開や挑戦が求められております。

本町におきましても、震災の迅速な復興・創生に向けたまちづくりに向けて指針となる「七ヶ浜町長期総合計画後期基本計画」(2016・2020)、「七ヶ浜町震災復興計画 後期基本計画」(2016・2020)、「七ヶ浜町総合戦略」(2015・2019)の3つの計画を一体化して策定するなど、復興が実感できる七ヶ浜のまちづくりへの取り組みを進めているところであり、あります。

東日本大震災から5年になる今年。これまでの5年間は「復旧・再生」を主体として住宅再建を優先課題に進めてまいりました。今後は、「復興・創生」と政府が進める「地方創生」の動きなどを注視しながら、震災の復興と新たなまちづくりに向けて取り組みを進めてまいります。

新たなまちづくりに向けて、以下の6つの政策を軸として進めてまいります。

●1つ目は、「震災復興にかか  
る沿岸部の被災市街地復興土  
地区画整理事業及び津波防災  
緑地公園整備の推進」であり  
ます。

本町では、安全・安心なまちづくりを最重要課題として取り組んでまいりました。

住宅の復興は一気に加速したものの、被災市街地復興土地区画整理事業による4地区の現地再建型住宅の復興、住宅再建の目処が立っていない世帯への対応や居住意向が未定の世帯に対する個別対応などの懸案事項に対して、より具体的な対応を進めてまいります。

また、都市公園や地区広場などの整備に加え、復興交付金事業として承認されていない移転元地の整備手法につきましても、引き続き要望や対応について検討を進めてまい



英語指導助手による授業風景

ります。  
また、震災の影響により閉鎖しておりました菖蒲田海水浴場の海開きにつきましては、これまでの多くの人のご支援やボランティアでお世話になりました皆さんに対し、本町の復興が着実に進んでいくことを実感していただくため、平成29年度の本格的な海開きのプレイベントとして、今夏には、期間限定で実施いたします。

●2つ目は、「人材育成」です。  
本町の復興は、人の未来を見据えたものでなければなりません。次代を担う子どもたちの人材の育成が、将来の町の財産になると考えております。子育て支援をはじめ、学校教育の充実や芸術文化の振興に加え、平成28年度から「世界に通用するグローバルな人材の育成」

に向け、子どもたちの英語教育に積極的に取り組んでまいります。

●3つ目は、「福祉の充実」です。  
住宅再建にかかる事業整備は完了しましたが、仮設住宅から高台住宅団地や災害公営住宅、現地再建者はもとより、各地区の高齢化とも相俟って、これまでの地域コミュニティが大きく変わってきております。このことから、顔の見えるまちづくりの構築に向け、地域での見守り活動や支援が必要な方々への対応などに取り組んでまいります。

●4つ目は、「地域力の構築」です。  
本町でも高齢化率が26%と、4人に1人が65歳以上となり、地域での支えあいや見守りの必要性、さらには青少年のいじめ問題や凶悪犯罪など、自分たちの住む地域をよりよくするための協力体制など「地域力」が大切となります。

地域の課題解決や地区内の連携のための取り組みを進めてまいります。

●5つ目は、「交通対策」です。  
平成27年度に実施しました町民満足度調査でも、町民バス「ぐるりんこ」に対して、多くのご意見、ご提言を賜りました。「ぐるりんこ」の運行内容を見直し、特に要望の多い



七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」

通勤、通学者への対応などについて、平成28年度において早急に具体的な改善案をお示しすることができるよう検討を進めてまいります。

●6つ目は、「地場産業への新たな挑戦」です。  
平成27年度から取り組んでいる地域ブランド化に向けた認定制度の創設に加え、平成28年度では、新たな地場産品の開発について、取り組みを進めてまいります。

また、被災市街地復興土地区画整理事業により整備予定の業務系用地については、平成28年度から順次貸し出す予定であり、募集に向けた準備を進めてまいります。

新たなステージのスタートにあたる平成28年度では、6つの政策を軸として、次の基本目標を掲げました。その主な施策について申し上げます。



業務系ゾーンの商業施設  
うみの駅「七のや」

- 「基本目標1」  
自然と調和したまちづくり
- (1) 町内の花壇に、花と緑のまちづくり推進団体や地域住民により花の苗を植栽します。
  - (2) 都市公園（津波防災緑地）の整備を行います。
- 「基本目標2」  
地域資源をいかした  
活気あふれるまちづくり
- (1) 菖蒲田海水浴場に、被災したパトロールセンターの整備を行います。
  - (2) 新たに整備される業務系ゾーンへの商業施設などの誘致を行います。
  - (3) 七ヶ浜産品の海産物などを地域ブランド化し、町内外にアピールします。

「基本目標3」  
地球にやさしいまちづくり

(1) しちがはまクリーンサポートプログラムによる、海浜などの環境美化運動を行います。

(2) 家庭における省エネルギー活動の普及・啓発、街路灯のLED化、住宅用太陽光発電システムの補助金を交付します。

「基本目標4」  
健やかに暮らせるまちづくり

(1) サッカースタジアムの改修を行います。

(2) ファミリー・サポート・センター事業として、託児サポート事業を行います。



セキ浜サッカースタジアム

「基本目標5」  
活力のあるひとを育む  
まちづくり

(1) グローバル人材育成プログ

「基本目標6」  
ひととまちが協働し  
共に築くまちづくり

(1) 新たに町内連携推進組織を設置し、地域防災活動、生涯学習、体験学習、生涯スポーツ、産業誘導による地域経済活動などにより、町内地域間の連携事業を行います。

(2) 総合的な学習の時間などを利用した地域学習や、コミュニケーション力育成に関する事業を行います。



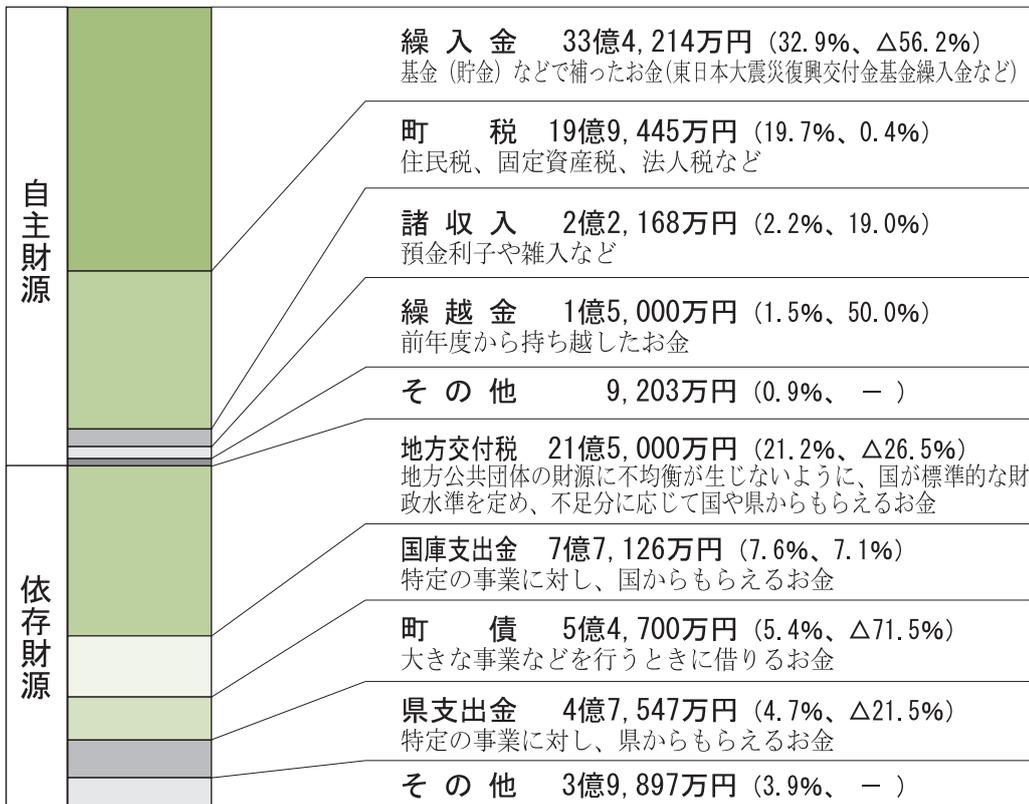
向洋中総合学習

「基本目標6」  
ひととまちが協働し  
共に築くまちづくり

(1) 新たに町内連携推進組織を設置し、地域防災活動、生涯学習、体験学習、生涯スポーツ、産業誘導による地域経済活動などにより、町内地域間の連携事業を行います。

(2) 地域福祉推進会議による会議の開催、災害時要援護支援プランの策定を行います。

## 歳入



【自主財源】 58億30万円 (57.2%、△43.5%) 【依存財源】 43億4,270万円 (42.8%、△33.3%)

一般会計予算 101億4300万円

※( )内は、構成比・前年度伸び率。△はマイナスを表します。

「基本目標7」  
安全で快適な生活を営む  
ことのできるまちづくり

(1)住民と行政、関係機関の合同開催による、防災学習への取り組みとして、全町的な総合防災訓練を行います。  
(2)主に、七ヶ浜町民バスぐるりんこの朝・夕方便（主に通勤通学時間帯向け）について、運行内容の見直しを行います。



地区防災訓練

「基本目標8」  
住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり

(1)町ウェブサイトにより、スマートフォンやパソコンなどのインターネット端末の画面表示に最適化された、迅速かつ分かりやすい情報発信を行います。  
(2)住宅復興に関する個別窓口を開設します。



▲ふるさと納税贈答品

(1)ふるさと納税制度を活用し、税収の確保と地場産品のPRを行います。  
(2)長期総合計画について、計画期間に基づき、PDCAサイクルに基づく重要業績指標（KPI）や活動指標などの客観的な指標を活用した施策や事業の分析を行い、ローリング方式による定期的な見直しや検証を行います。

「基本目標9」  
長期的なビジョンに立ったまちづくり



スマートフォン版七ヶ浜ウェブサイト

## 平成28年度 各特別会計予算

会計名		予算額
下水道事業特別会計		7億7,200万円
国民健康保険特別会計		24億700万円
公園墓地事業特別会計		2,024万円
介護保険特別会計（保険事業勘定）		15億250万円
介護保険特別会計（サービス事業勘定）		460万円
後期高齢者医療特別会計		1億8,196万円
水道事業特別会計	収益的	
	収入	5億2,490万円
	支出	5億1,503万円
	資本的	
収入	1億8,642万円	
支出	3億2,608万円	

## 歳出

総務費	44億9,757万円 (44.3%、△60.3%)	職員人件費や国際村運営事業費、震災復興推進事業費など
民生費	20億2,754万円 (20.0%、△0.1%)	老人・障害・児童福祉、保育所運営など
教育費	10億3,650万円 (10.2%、11.3%)	学校管理費、生涯学習センター運営など
土木費	7億6,732万円 (7.6%、37.5%)	道路管理や下水道管理など
衛生費	4億6,426万円 (4.6%、△14.4%)	検診やごみ処理など
消防費	3億7,574万円 (3.7%、△2.4%)	消防事務組合負担金や消防設備の管理など
公債費	3億5,057万円 (3.5%、2.2%)	借金返済
災害復旧費	2億5,420万円 (2.5%、18.0%)	漁港の災害復旧工事など
議会費	1億227万円 (1.0%、△18.8%)	議員報酬や議会運営費など
その他	2億6,703万円 (2.6%、-)	

# 七ヶ浜町国民健康保険保健事業 実施計画(データヘルス計画)を 策定しました

七ヶ浜町では、健康や医療に関する情報を活用し、効果的な保健事業の実施を図ることを目的としてデータヘルス計画を策定しました。計画期間は平成28年度から平成29年度までの2年間で、この計画では、生活習慣病対策をはじめとする皆さんの健康増進、重症化予防等の保健事業を展開していきます。

## ■町の状況

人口は、19,342人(平成26年度末現在)で高齢化率は26.0%と県平均より高く、被保険者数は、4,948人(平成26年度末現在)で人口の減少とともに年々減少していますが、高齢化に伴い65歳以上の前期高齢被保険者数の割合が増加しており、それに伴い医療費も伸びている状況です。



## ■1人あたりの年間医療費は340,858円(国保)

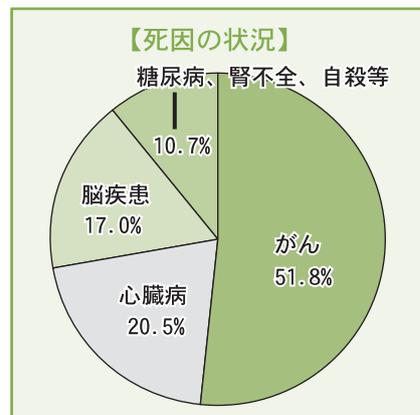
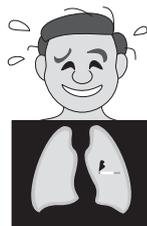
医療費は、年々増加傾向にあり、1人あたりの医療費をみると平成26年度で国保340,858円(県内17位/35市町村)、後期高齢者医療制度では922,546円(県内3位/35市町村)となっています。



## ■死因の約5割は「がん」

死因では「がん」・「心臓病」・「脳疾患」の順に占める割合が高く、「がん」が占める割合は、国・県と比較しても高い状況でありました。

また、「がん」に係る医療費は、医療費の総額のうち約2割と一番多くを占めています。



■国保加入者の4人に1人が高血圧症で通院

生活習慣病で受診している人のうち、脳血管疾患より虚血性心疾患の割合が多く、増加傾向にありました。また、約8割が高血圧症で受診しており、国保加入者の4人に1人が高血圧症で通院していることがわかりました。高血圧症に次いで約5割の方が高脂血症、糖尿病で受診している状況です。

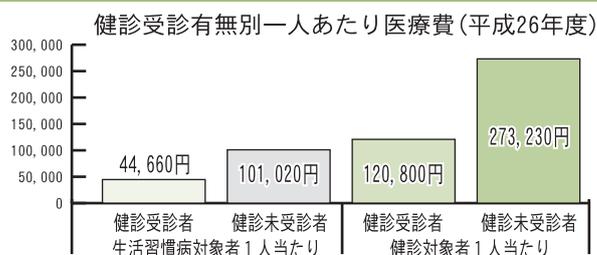
●生活習慣病全体の疾病分析(平成27年5月診療月)

	被保険者数(A)	生活習慣病		脳血管疾患		虚血性心疾患		高血圧		高脂血症		糖尿病	
		人数(B)	割合(B)/(A)	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数(C)	割合(C)/(B)
男性	2,524	765	30.3	117	15.3	162	21.2	603	78.8	356	46.5	357	46.7
女性	2,472	727	29.4	67	9.2	123	16.9	561	77.2	431	59.3	309	42.5
計	4,996	1,492	29.4	184	9.2	285	16.9	1,164	77.2	787	59.3	666	44.6

■健診を受けた男性の3人に1人がメタボリックシンドローム該当者

特定健診の結果では、男性のメタボ該当者が国・県と比較しても多い状況でした。

また、健診受診者と未受診者の医療費を比較すると、未受診者の方が受診者の約2倍の額となっており、健康状態が悪くなってから医療機関を受診していることがわかりました。



■これからの取組み

●高血圧予防について

高血圧は、生活習慣病のうち最も多くの割合を占めていました。また、高血圧予防としての「減塩」等の取り組みが、肥満や胃がんの予防へ繋がり、他の生活習慣病予防とも深く関連し、波及効果が大いことから、高血圧を本町における健康課題の重点項目の一つとして保健事業を実施していきます。

また、家庭血圧を測定することで、病院では把握しにくい「白衣高血圧」を発見しやすい等のメリットがあり、日常における健康の自己管理にも役立つことから家庭血圧測定の普及を推進していきます。

●がん予防について

死因、医療に占める割合でもがんが多く、罹患すると心身への負担も大きいことから、早期発見のためがん検診の受診啓発を行っていきます。

●健診受診の啓発

生活習慣病で受診する割合は、年齢が上がるにつれて増加していきます。また、医療費の負担も健診未受診者の方が大きくなることから、生活習慣の改善のため健診受診の啓発を行います。



■事業への参加協力をお願い

町国保では、皆様の健康保持増進のため健診結果により特定保健指導、医師講話や医療機関への受診勧奨等の事業を行っております。

案内等のお知らせが届いた場合は、事業への参加等にご協力願います。

お問い合わせは、町民課国保年金係まで ☎ 357-7446

# 町内の話題 ズームアップ



## zoom-up ①

おめでとうございます!!  
町内小学校で入学式

4月8日、町内の小学校で入学式が行われ、149名の新1年生が元氣よく登校し、亦楽小学校では、43名の新1年生が、担任の先生やお友達と初めて顔を合わせました●式では、須藤清校長先生が、「これからの学校生活では、勉強ができること、歌を歌ったり、運動ができること、友達がたくさんできることの3つの楽しみが待っています。ぜひ、楽しんでください」とあいさつ。また、寺澤町長から「ご入学おめでとうございます。皆さんは、町の宝であり、希望でもあります。町として人材育成に力を入れ、皆さんを見守って行きたいと考えます」と祝辞を述べ、新1年生のシンボル・黄色い帽子が手渡されました。



## zoom-up ②

町消防団が消防庁長官から表彰されました



3月23日に宮城県庁で行われた表彰旗伝達式に出席した七ヶ浜町消防団氏家団長と高橋副団長が報告のため、寺澤町長を訪問しました●これは、3月9日、町消防団が永きに亘る災害の防除と消防力の強化に努めた功績や、東日本大震災時での避難誘導活動などの活躍が大きく評価されたことにより、今回の受賞となり、消防庁長官より表彰旗が授与されました●氏家団長は「国から名誉ある表彰を受賞し、身が引き締まる思いです。今後も全団員一丸となり町民の安心安全に取り組んでまいりたいと思います」と感謝の言葉と豊富を述べました。

Zoom-up ③  
ブラザー工業社員の皆様から募金が贈られました

2月27日、ブラザー工業株式会社から図書センター整備のための寄付金が贈られ、その贈呈式が中央公民館で行われました。●この寄付金は、ブラザー工業社員の皆様からの寄付によるものです。式で小池利和社長から寺澤町長に目録が手渡され、寺澤町長は「町の復旧・復興に向けた新たなふるさとづくりに踏み出そうとする今、私たちに大きな力と希望を与えて下さいました」と感謝の言葉を述べました。●図書センターは、平成28年度中の整備を目指し、町の将来を担う子ども達の笑顔がいち早く取り戻せるよう整備いたします。



Zoom-up ④  
人命救助の功績を称え宮城海上保安部長より感謝状が贈呈されました

平成28年2月7日の正午、菖蒲田浜から2名が乗船したビニールボートが行方不明になる事案が発生しました。●海上保安部から救助依頼を受けた県漁協七ヶ浜支所は、日本水難救済会の救助所としても指定されており、組合員の伊丹幸一さん（写真前列左・菖）と、星美智也さん（写真前列右・菖）に救助要請を行いました。2人は直ちに漁船で急行し、協力して的確な救助活動を行いボート乗船者2名を無事救助しました。●今回その功績が称えられ、平成28年2月25日、海上保安部長より感謝状が贈呈されました。



Zoom-up ⑤  
東日本大震災追悼式

3月11日、七ヶ浜国際村ホールで東日本大震災後5回目となる追悼式が開催されました。式には、東日本大震災でお亡くなりになられた方々のご遺族、自衛隊や消防、警察などの関係者の皆さまが出席しました。●式では、舞台上に設置された慰霊之塔に向かい黙とうが行われ、参列者一人ひとりが献花を行いました。●寺澤町長は「東日本大震災から五年を迎える今日、私は、ふるさと七ヶ浜が一日も早く復興を成し遂げることができるようお誓いいたします」と式辞を述べ、鈴木杏奈さん（現在多賀城市在住）が「一歩一歩ではありますが、確実に前に進んでいます。一人でも多くの方に震災を忘れないでいて欲しい」と遺族代表の言葉を述べました。



Zoom-up ⑥  
ありがとう！きずな工房

3月18日、東日本大震災で被災された方の心の復興を目的に活動してきた「きずな工房」の閉所式が行われました。●「きずな工房」は認定特定非営利活動法人レスキュー・ストックヤードの支援で平成23年12月に開所し、裁縫や木工などの作品作りを行ってきました。●震災から5年が経過し、仮設住宅に住まわれている方の住宅再建に伴い閉所となりました。



心とからだの健康シリーズ パートV  
 ~自分と家族の健康の為に~

喫煙が体に与える影響を知って  
 受動喫煙を防ごう

5月31日は世界禁煙デーです。タバコは体に様々な影響を与えますが、タバコを吸わない人でも喫煙している人の近くにいると受動喫煙(喫煙者が吐き出したタバコの煙と副流煙を吸う事)の影響を受けます。

今回は、喫煙が体に及ぼす影響と、その対策等をお伝えします。



七ヶ浜町の喫煙者の状況

七ヶ浜町の喫煙者の割合は、宮城県の平均よりやや高くなっています。

町内で、喫煙割合が一番高い地区は亦楽地区ですが、皆さんが住んでいる地区等の喫煙状況も図1で確認してみましょう。

七ヶ浜町国保加入者の喫煙状況(喫煙者の割合)



国 14.3%  
 県 17.2%  
 町 18.5%

平成26年度七ヶ浜町特定健診の喫煙状況より

タバコと病気の関係

タバコの煙には、4,000種類以上の化学物質、ダイオキシンなどの約200種類の有害物質、約60種類の発がん性物質が含まれており、それらが体内に入ると血液に溶けて体を回り、様々な病気の原因になります。また、喫煙している方だけでなく、その周りにも受動喫煙により次の様な病気のリスクが高くなります。

 高血圧	 肺気腫などの慢性閉塞性肺疾患(COPD)	 糖尿病	 肺がん(発症率は、非喫煙者の約4.5倍)
 咽頭がん・乳がん	 心筋梗塞などの虚血性心疾患	 胃・十二指腸潰瘍などの消化器疾患	 歯の黄ばみ・口臭・歯肉炎などの歯周疾患など

女性の場合は、肌荒れ、シミ・そばかす・骨粗しょう症 等への影響もあります。妊婦中の喫煙は、流産や早産、低出生体重児等のリスクが高くなります。

メタボリックシンドロームと喫煙の関係

「タバコを吸うと、やせる」と思っている人はいませんか？実は、非喫煙者と比較して、喫煙者はメタボリックシンドロームの発症リスクが高くなります。

図2は、35～59歳までの男性約3000人を対象とした職場健診受診者の追跡調査グラフです。喫煙本数が、1日1～20本までの喫煙者はリスクが約1.1倍になり、1日31本以上の場合は約1.6倍になります。

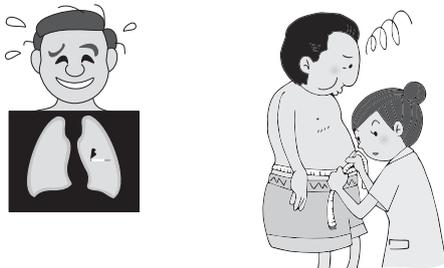
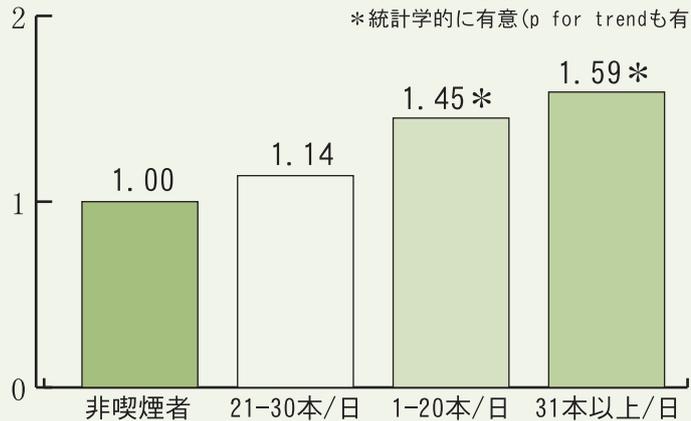


図2 喫煙とメタボリックシンドローム発症のリスク

喫煙によるメタボリックシンドロームの発症リスク  
-追跡調査成績-

35-39歳職場健診受診者、男性 2,994名  
\*統計学的に有意(p for trendも有意)



\*メタボリックシンドロームの定義はNCEP-ATP IIIによる  
(禁煙支援マニュアル第2版 厚生労働省)

『受動喫煙防止宣言施設登録制度』をご存知ですか？

宮城県の受動喫煙対策として、平成27年9月より『受動喫煙防止宣言施設登録制度』が開始されました。この制度は、施設や企業がお客様や従業員の健康と環境に配慮し、禁煙環境に取り組む複数の要件を満たせば登録する事ができます。

平成27年11月1日現在の宮城県内登録施設数…285施設（内塩釜管内22施設）

職場や地域全体で分煙と禁煙に対する意識を高め、よりよい環境づくりに配慮することが大切です。

受動喫煙から体を守るための方法をいくつか紹介します！

- ①喫煙中(直後)の人との会話をなるべく避けましょう  
喫煙後に、十分な時間が経ち、口や肺にあるタバコの煙が減ってから話すようにしましょう。
- ②飲食店などでは分煙室や個室の利用を心がける  
分煙席にタバコの煙が流れてくる場合も、個室ならより受動喫煙を防ぐことができます。
- ③禁煙環境に配慮した施設を利用しましょう

町では、分煙と禁煙の大切さを母子手帳交付や乳幼児健康診査、各種健康教室等の機会を通して、住民の皆様にお伝えしています。5月16日から始まる町の健康診査や肺がん検診等も活用して、自分と家族の健康づくりに役立てましょう。また、禁煙を考えている方は、保健師の相談や医療機関の禁煙外来なども上手に活用しましょう。



お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで 357-7448

# ふれ愛 くらぶ



第90回

## 奈良時代から続く「端午の節句」

アラカルト



「端午の節句」は、災いや病気などよくないことが起こらないように、元気で長生きができるようにと願う奈良時代から続く古い行事で、「菖蒲の節句」ともいわれます。強い好気で厄をはらう菖蒲やよもぎを軒につるしたり、菖蒲湯に入ること無病息災を願いました。鎌倉時代になると、このような慣わしもだんだんと廃れ、時代とともに男の子の誕生と成長を祝うお祭りとなってきました。

現代では、端午の節句には粽(ちまき)や柏餅を食べ、鯉のぼりや武者人形などをかざります。

### ★端午とは？

端午とは、月の端(はじめ)午(うま)の日という意味で、はじめは5月に限ったものではありませんでした。やがて、午(ご)と五(ご)の音が同じことから、毎月5日とされるようになり、時代とともに、行事で使われる菖蒲の季節に合わせて、5月5日が節句の日として定着したと伝えられています。

1948年には「端午の節句」として親しまれていた5月5日を、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに母に感謝する日」として、国民の祝日「こどもの日」に定められました。



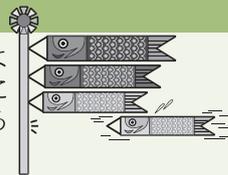
### ★「粽(ちまき)」や「柏餅」を食べるのはどうして？

粽は平安時代に中国から伝わってきました。中国では、古くから粽には邪気払いや厄払いの力があるとされていました。端午の節句がこの伝説をもとに生まれたとされることから、粽はまさうってつけの食べ物というわけです。

柏餅を食べるようになったのは、男の子の節句として祝うようになった江戸時代からです。柏の葉は新芽が出ないと古い葉が落ちないため、家系が途絶えないという縁起かつぎからきているともいわれています。

### ★鯉のぼりをかざるのはなぜ？

鯉のぼりは江戸時代に始まった習慣で、古来中国より「立身出世」の象徴と考えられていた「鯉の滝登り」にちなみ、男の子の立身出世を願って庭先にかざられるようになりました。



\*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448

にぎわった復興仮設商店街取り壊されて風のあそび場  
千葉 志美枝

母の家に通う日々あるあたたかさバスター  
つ時間に母を思いやり  
小貫 純子

母子草のはやきみどりが如月の庭の日向に  
ふっくら生いぬ  
鈴木 睦子

※旧かな使用

### 短歌

沖荒れて徐々に治まる春の海  
森 新一郎

春めくや人の温みと地の温み  
小玉 礼子

### 俳句

若布干すあの日の浜は減びけり  
後藤 九尼克



子育て支援センターに遊びに来ました!!

お子さんの写真やイラスト  
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております!

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」  
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-2117(直通)  
fax357-5744(役場代表)

✉kouhou@shichigahama.com

# Topics

## 町の復興業務に新たな助っ人が加わりました

4月1日から新たに派遣職員と任期付職員にお越しいただき、町の復興のお手伝いをいただくこととなりましたのでご紹介いたします。  
皆様よろしくお祈いします。



復興推進課  
みぞくち なおひで  
溝口 尚秀さん  
(愛知県一宮市)



復興推進課  
たにくち よしひろ  
谷口 佳弘さん  
(愛知県春日井市)



復興推進課  
うすみ けい  
宇佐見 啓さん  
(愛知県知立市)



建設課  
こがき ゆうき  
古賀 勇氣さん  
(愛知県豊田市)



建設課  
あおやま ひかる  
青山 光さん  
(愛知県西尾市)



建設課  
はぎわら ゆき  
萩原 裕紀さん  
(愛知県常滑市)



復興整備課  
ふるた まさみ  
古田 雅巳さん  
(愛知県一宮市)



復興整備課  
おがわ まさひで  
小川 昌秀さん  
(愛知県瀬戸市)



復興整備課  
やまもと えいじ  
山本 英志さん  
(愛知県弥富市)



復興整備課  
かめがい しゅんた  
亀谷 俊太さん  
(愛知県小牧市)



水道事業所  
なかつた せいいち  
永田 誠一さん  
(愛知県一宮市)



水道事業所  
いとう みねと  
伊藤 峰人さん  
(愛知県刈谷市)



生涯学習課  
すずき かずゆき  
鈴木 一行さん  
(宮城県)

# 復興だより

No. 42

町の震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さまに紹介していきます。

## 「住まいの復興給付金制度」について

「住まいの復興給付金」は東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ(平成26年4月1日)以降に住宅を建築・購入、または補修※(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当の給付が受けられる制度です。

給付申請は、対象要件を満たした方が再取得した住宅、または補修した被災住宅の引渡日から1年以内に行ってください。

住宅を所有していなかった方、賃貸住宅にお住まいだった方、消費税が5%の時に建築・購入あるいは補修した方は対象外となります。

制度の内容、申請対象、申請書類等については、住まいの復興給付金事務局ホームページまたは下記コールセンターでご確認ください。

\*お問合せ先は、住まいの復興給付金事務局まで

コールセンター(無料) ☎0120-250-460(受付時間 午前9時~午後5時 土・日・祝日を含む)

ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

※住まいの復興給付金の申請に添付するり災証明書に関するお問い合わせは、役場税務課固定資産税係までお願いいたします。

\*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで ☎357-7451

# 復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

## 高台住宅団地を分譲します(対象者をさらに拡大しました)

防災集団移転促進事業により高台住宅団地として整備しました、松ヶ浜西原地区1区画と笹山地区2区画の計3区画について、空き区画の再募集を行っていますが、5月より申込みできる対象者をさらに広げて募集します。

### 1 申込みできる方

申込み時点で住宅再建が完了されていない方で、以下のどちらかを満たす方となります。

- (1)七ヶ浜町の防災集団移転促進事業の対象者であり、従前地の買取りが完了した方
- (2)東日本大震災により七ヶ浜町内で被災され、当時居住していた住宅が全壊、大規模半壊、半壊(半壊であっても解体撤去された場合のみ)のり災判定を受けた方

※今までは津波被害を受けた方のみを対象でしたが、地震被害の方も対象となります。

※(1)、(2)の方が同じ区画に申込みをされた場合は(1)の対象者が優先されます。

### 2 募集する区画

高台住宅団地名	約80坪
松ヶ浜西原地区	1区画
笹山地区	2区画
計	3区画

※空き区画の具体的な場所、土地分譲価格等につきましては、復興推進課にお尋ねください。



### 3 申し込み方法

平成28年5月9日(月)から5月31日(火)までに復興推進課へ「高台住宅団地再募集に係る希望区画の申込書」を提出いただきます。相談は期間前でも可能です。

### 4 区画の決定方法

- ・先着順ではありません。
- ・希望区画が単独での申込みとなった場合は区画が決定されます。
- ・希望区画が重複した場合は、「1. 申込みできる方」の(1)の方が優先されます。(1)、(2)において同じ申込み条件の方の希望区画が重複した場合は抽選となります。抽選となる方には個別に復興推進課よりご連絡します。

### 5 その他

- ・募集する区画の場所や契約条件、受けられる補助制度など、申込み前に復興推進課にご確認ください。
- ・土地の契約は区画が決まってからとなり、申込み後のキャンセルはできません。
- ・募集後も空き区画がある場合は、先着順とする予定ですが、今回行う募集の申込み状況により入居区画の抽選日(平成28年6月初旬を予定)まで受付できませんのでご了承ください。



\*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

## 東日本大震災による被災情報 (平成28年3月1日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
- 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名
- 七ヶ浜町民の行方不明者 (死亡届提出者含む) 2名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 12名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 2名
- 東日本大震災関連で亡くなられた、七ヶ浜町民の方 3名

計113名

\*お問い合わせは、防災対策室まで  
☎7437

## 応急仮設住宅等入居者情報

### ■応急仮設住宅

(平成28年3月31日現在)

1. 第1スポーツ広場(15戸) 36名
2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(10戸) 24名
3. 生涯学習センター前(5戸) 10名
4. 湊浜旧町営住宅跡地(0戸) 0名
5. 松ヶ浜謡児童遊園(2戸) 4名
6. 社会福祉協議会事務所下(0戸) 0名

計32戸 74名

## 民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県決定分)

50世帯 137名

\*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

## 義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指す。指し、義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。

### ●義援金(4月1日現在 1,804件)

118,490,441円

内配分済額(4月1日現在)

114,729,000円

配分後義援金額

3,761,441円

### ●一般寄附金(復興支援)

(4月1日現在 527件)

329,549,101円

## ■義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。左記のいずれ

かの専用口座に直接、振込等により入金してください。

### (1) 銀行支店名

七十七銀行七ヶ浜支店

### ●口座種別及び番号

普通預金 90000887

### ●口座名義

七ヶ浜町会計管理者 渡辺豊範

### (2) 銀行名

ゆうちょ銀行

### ●口座記号番号

02200・6・123番

### ●口座名義

七ヶ浜町災害義援金

## ■一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財政係メールアドレス [zaisei@shichigahama.com](mailto:zaisei@shichigahama.com) までお問い合わせください。

## ■ふるさと納税寄附金

### (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災、減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。

\*お問い合わせは、財政課財政係まで  
☎2115

## 被災者生活再建支援制度

### ●対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

### ●支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。(世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額)

### 【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

### 【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

- 基礎支援金の申請期限 平成29年4月10日まで
  - 加算支援金の申請期限 平成30年4月10日まで
- ※災害公営住宅で再建の場合は、加算支援金申請の対象外となります。

\*お問い合わせは、地域福祉課まで  
☎7449



# 暮らしの安心・安全情報

## 消防演習を開催します

町民の生命・財産を災害から守るため、日々精進している町消防団。日頃の訓練の成果を発表する消防演習を開催します。当日は、ポンプ操法や女性団員による小隊訓練、全団員による分列行進などの演技を披露します。また、県消防協会広報課長の「みやぎ消太くん」もやってきます。皆様、是非団員の勇姿をご覧ください。



- とき:6月5日(日) 午前9時～
  - ところ:町営野球場(雨天時はアクアリーナ)
- ※当日会場には駐車場がありませんので、ご来場時は第1スポーツ広場の駐車場をご利用ください。

一般観覧大歓迎!!消防団員の勇姿を是非ご覧ください!!

お問い合わせは、総務課防災対策室 ☎357-7437まで

## 危険物取扱者試験準備講習会の開催

平成28年度第1回の危険物取扱者試験が平成28年6月25日(土)に実施されることに伴い、乙種第4類の受験者を対象に危険物取扱者試験準備講習会を次のとおり開催いたします。

- とき 平成28年6月8日(水)  
午前9時から午後4時30分まで
- ところ 宮城県塩竈市港町一丁目6番20号  
塩釜商工会議所
- 受付期間 平成28年5月20日(金)から6月3日(金)
- 受講定員 50名(定員になりしだい締め切ります)
- 申込場所 塩釜地区管内の各消防署
- テキスト代 2,200円(申込時にお支払い下さい)

※会場には駐車場を用意いたしておりませんので、各公共交通機関をご利用下さい。



お問い合わせは、塩釜地区防災安全協会まで ☎361-1619

## 安全運転者研修会について

塩釜地区交通安全協会七ヶ浜支部では、地域の交通安全意識の向上を図るため、安全運転者研修会を下記のとおり開催します。

- とき 平成28年6月4日(土)  
午後6時受付・午後7時から研修会(約90分)
- ところ 中央公民館2階 第1、2研修室
- 対象者 運転免許証を所有する方
- 参加費 無料
- 内容 道路交通法の改正や交通情勢の変化についてを学びます。
- 表彰について 優良運転者  
交通銀賞・同金賞・同栄誉銀賞・同栄誉金賞・同緑十字銅賞等の授賞対象者は、研修会の受講が必須条件です。

※安全協会会員の方のみ該当



お問い合わせは、塩釜地区交通安全協会まで ☎361-1619



## お知らせ

### 七ヶ浜町人事異動について

平成28年4月1日付の課長、所長級および3月31日付退職者は次のとおりです。

- 異動
  - 萩野 繁樹 政策課長(復興推進課長)
  - 鈴木 雅浩 復興推進課長
  - 松浦 正人 (建設課課長補佐兼管理係長)
  - 渡辺 文昭 税務課町税等徴収特別対策室長(遠山保育所長)
  - 遠山保育所長
  - 小野 豊 (産業課課長補佐兼農政係長)
  - 生涯学習課長(政策課長)
  - 庄子 克也 議会事務局長(生涯学習課長)

●退職  
佐藤 力 議会事務局長

\*お問い合わせは、総務課まで

☎7436

### 5月の納税 (納期限5月31日)

今月は、固定資産(都市計画)税の第1期、軽自動車税で、納期限は5月31日(火)です。

納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が増算されます。

\*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで  
☎7453

### 町税の納付は 口座振替が便利です

町税を、納期のたびに金融機関に向いて納めるのが面倒だという方や、他の公共料金などとあわせて振替にしたいという方は、口座振替が便利です。

口座での振替日は、その月の納税期限日です。振替日に残高不足等により振替不能にならないよう注意してください。なお、納期限後の再引き落としはできません。

口座振替を希望する方は、次の取扱金融機関で手続きをしてください。申込書は町内の取扱金融機関に備えてあります。

- 取扱金融機関
- 七十七銀行本・支店
- 杜の都信用金庫本・支店

仙台農業協同組合本・支店  
宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所  
ゆうちょ銀行

\*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで  
☎7453

### 事業主の皆様へ 平成25年度から特別徴収義務者の一斉指定を開始しました

町では、平成25年度から宮城県で定めたガイドラインに沿って給与所得者の特別徴収(給与天引き)を推進しています。

「特別徴収」とは、地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員の方の住民税(個人の県民税および町民税)を毎月の給与から引き去り(天引き)により代わって納入していただくものです。

普通徴収(個人で納付)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため1回あたりの納付額が少なくなることや、従業員自らが金融機関等へ出向いて納税する手間が省かれるため、納税義務者の利便性が向上することなどがあげられます。

原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、不定期雇用でない限り特別徴収をしていただくこととなります。

具体的には、平成28年5月31日まで特別徴収義務者として指定させていただきます。別途、通知申し上げますのでよろしく願います。

\*お問い合わせは、税務課住民税係まで  
☎7452

### 暮らしの相談、お待ちしております

#### 行政相談

行政(国・県・町)に関する相談

#### ●相談委員

瀬戸 源市(東) ☎8549  
棟形 和枝(汐) ☎5431

#### 人権相談

人権問題に関する相談

#### ●相談委員

星 徳光(菖) 伊藤せい子(代)  
村上 妙子(境) 引地 淑子(花)  
星 正一(松)

仙台法務局塩釜支局 ☎2338

#### 生活相談

生活上の心配事に関する相談

#### ●相談委員 各地区の民生委員

※行政・人権・生活相談は次のとおり

とき 5月10日(火)、6月14日(火)

午前10時～午後3時

ところ 水道庁舎2階

とき 5月12日(木)

午後1時30分～4時30分(二人30分)

ところ 水道庁舎2階 ☎7436

※事前に予約が必要ですが(先着順)。

ご予約は総務課まで

#### 消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

●相談委員 村上 妙子(境)

とき 5月12日、19日、26日、6月2日、9日

午前9時～午後5時

ところ 役場相談室 ☎7443

お問い合わせは産業課まで

#### 身体障害者相談

障害の悩みや社会保障制度の相談

#### ●相談委員

鈴木 勲(菖) ☎2461  
川村 矩子(遠) ☎2224  
星 好男(東) ☎1394

#### 知的障害者相談

高橋 洋子(汐南) ☎2351

**固定資産（都市計画）税・軽自動車税の納税通知書をお送りします**

**■固定資産（都市計画）税**

1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有される方に課税されます。納税通知書には、土地・家屋課税明細書が同封されます。

\*お問い合わせは、税務課 固定資産税係まで  
☎7451

**■軽自動車税について**

4月1日現在、所有される方に課税されます。この税には、身体障害者減免制度があります。該当される方は、左記をご覧の上、5月31日（火）までに申請してください。

**●軽自動車税の減免**

**●減免を受けられる方**

- ①身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、「本人自ら運転する場合」と「生計を一にする家族が運転する場合」で下の別表に該当する方
  - ②療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が「A」の方
  - ③精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号記載のものに限る）の交付を受けている方のうち、障害の等級が1級の方
- 対象となる自動車**
- ①身体障害者または戦傷病者（以下「身体障害者等」と）が所有（取得）し、本人が運転する軽自動車（身体障害者が、年齢18歳未満の者または精神障害者の場合は、生計を一にする者が所有する軽自動車を含む）

②身体障害者等が所有し、もっぱら身体障害者等の通学（通所）、通院または生業のために、生計を一にする家族が運転する軽自動車（身体障害者等のみで構成される世帯の該当者を常時介護する方も含む）

③身体障害者等の利用に供するため、車イスの乗降装置・固定装置等、特別仕様の軽自動車

※なお、減免対象の軽自動車は、自動車税の対象となる自動車を含め、身体障害者等一人につき、家用の自動車1台に限られます。

**●持参するもの**

- ①平成28年度軽自動車税納税通知書
- ②障害等を示す手帳
- ③運転をする方の運転免許証
- ④自動車検査証
- ⑤印鑑（スタンプ式は不可）
- ⑥通知カードなど個人番号が確認できるものと、運転免許証など身元を確認できるもの（代理人が申請する場合は、納税義務者の通知カードの写しなど個人番号を確認できるものと代理人の身元を確認できるもの）

※今年度の減免申請により個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

5月31日（火）まで

また、身体障害者減免制度以外にも東日本大震災により、滅失又は損壊した自動車の代替として購入した軽自動車は、申請により翌年度まで非課税となります。

\*お問い合わせは、税務課 住民税係まで  
☎7452

**【別表】減免を受けられる方**

	身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方												
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	項 症						款 症						
							特	1	2	3	4	5	6	1	2	3			
視 覚 障 害	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎								
聴 覚 障 害		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎								
平 衡 機 能 障 害			◎				◎	◎	◎	◎	◎								
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害			◎				◎	◎	◎										
上 肢 不 自 由	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎								
下 肢 不 自 由	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
体 幹 不 自 由	◎	◎	◎		○		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	◎	1◎				(注) 1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。 2 一下肢のみに運動機能障害がある場合は本人自ら運転する場合に限る。												
	移動機能	◎	◎	2◎	○	○													
心 臓 機 能 障 害	◎		◎				◎	◎	◎	◎									
じ ん 臓 機 能 障 害	◎		◎				◎	◎	◎	◎									
呼 吸 器 機 能 障 害	◎		◎				◎	◎	◎	◎									
ぼうこうまたは直腸機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎									
小 腸 機 能 障 害	◎		◎				◎	◎	◎	◎									
免 疫 機 能 障 害	◎	◎	◎																
肝 機 能 障 害	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎									

◎身体障害者、戦傷病者本人または「生計を一にする家族の方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免  
○身体障害者、戦傷病者本人が運転する場合に減免  
※二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された総合の級により判定します。

## 平成 28 年度より軽自動車税の税額が変わります

平成28年度より軽自動車税の税額が下記のとおり変更となります。

### ◆二輪車等(原付・バイク・小型特殊自動車など)

車両区分		平成 27 年度まで	平成 28 年度以降
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪（側車付のものを含む）	2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他のもの	4,700 円	5,900 円
小型二輪自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円

※上記車両について全て平成28年度より新税額となります。

### ◆四輪車等(三輪以上の軽自動車)

車両区分				平成 27 年度まで	平成 28 年度以降		
					平成 27 年 3 月 31 日以前に新規取得した車両 ※①	平成 27 年 4 月 1 日以降に新規取得した車両 ※②	【重課】 初度検査年月から 13 年が経過した車両 ※③
軽自動車	三輪			3,100 円	3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物用	自家用	4,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,000 円	3,800 円	4,500 円

①平成 27 年 3 月 31 日以前に取得した車両(初度検査日が平成 27 年 3 月以前)については、初度検査年月から 13 年目までは税額の変更はありません。

②平成 27 年 4 月 1 日以降に取得した車両(初度検査日が平成 27 年 4 月以降)は平成 28 年度から新税額となります。

③平成 28 年度からの重課税について

グリーン化を進める観点により、初度検査年月から 13 年経過した車両について平成 28 年度より重課税額となります。ただし、平成 28 年度のみ平成 15 年 3 月以前ではなく、平成 14 年 12 月以前のものが対象です。

※軽自動車税のグリーン化特例について

平成 27 年 4 月 1 日以降に新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車(初度検査日が平成 27 年 4 月以降に限る)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該取得をした日の属する年度の翌年度のみ税額を軽減する特例措置が講じられます。

車両区分				平成 27 年度まで	平成 28 年度以降		
					平成 27 年 4 月 1 日以降に新車新規登録をした一定の性能を有する車両		
					下記①該当車	下記②該当車	下記③該当車
軽自動車	三輪			3,100 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
			営業用	5,500 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		貨物用	自家用	4,000 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			営業用	3,000 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円

①電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

②乗用：共通事項かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物：共通事項かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

③乗用：共通事項かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物：共通事項かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※②・③共通事項：揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）

お問い合わせは、税務課 住民税係まで ☎ 357-7452

## 国民年金のお知らせ

### ■ご存知ですか？

#### 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限りません）。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

#### 【国民年金保険料「後納制度」について】

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から3年間限りの特例として開始されました。（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません。）

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申込が必要で

\*お問い合わせは、仙台東年金事務所  
または、町民課国保年金係まで

☎6115  
☎7446

## 倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方々の国民健康保険税が軽減されます

雇用保険の特定受給資格者（倒産やリストラ等事業主都合による離職）、特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）として失業給付を受けている方を対象に、国民健康保険税の所得割について軽減されます。対象となる方は「雇用保険受給資格者証」「印鑑」を持参のうえ、役場町民課②番国保年金係窓口へお越し下さい。

なお、国民健康保険税の軽減対象となる離職理由としては「雇用保険受給資格者証」の「離職理由」欄の数字が次の方が該当します。

### ■特定受給資格者

（離職理由欄11・12・21・22・31・32）

### 11 解雇

天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

### 21 特定雇止めによる離職

（雇用期間3年以上雇止め通知あり）

22 特定雇止めによる離職  
（雇用期間3年未満更新明示あり）

31 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

32 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職

■特定理由離職者  
（離職理由欄 23・33・34）

23 特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満更新明示なし）

33 正当な理由のある自己都合退職

34 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6ヶ月以上12か月未満）

国民健康保険税の軽減については、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、失業者の給与所得を100分の30として算定します。ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得については、通常の額として算定されます。

\*お問い合わせは、町民課国保年金係まで

☎7446



## 国民健康保険・後期高齢者医療加入者の入院時食事療養費が見直されます

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に食事の一部を自己負担します。また、65歳以上の人が療養病床に入院される際の食事・居住費の一部も同様です。平成28年度から下記のとおり負担額が変更になります。

■65歳未満で一般所得の方  
一般病床、精神病床、療養病床（医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）  
1食当たり260円から360円

■65歳以上で一般所得の方  
一般病床、精神病床、療養病床（医療区分Ⅱ・Ⅲ）  
1食当たり260円から360円

※低所得Ⅰ・Ⅱ、及び住民税非課税世帯の方は変更ありません。

※負担額引き上げ対象者のうち、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については負担額が据え置かれます。

## 公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎ 357-2111	産業課(水産商工係) ☎ 357-7443	町税等徴収特別対策室 ☎ 357-7453	アクアゆめクラブ ☎ 357-7920
議会事務局 ☎ 357-7435	(農政係) ☎ 357-7444	環境生活課 ☎ 357-7454	町民プール ☎ 357-5031
総務課 ☎ 357-7436	町民課(戸籍住民係) ☎ 357-7445	子育て支援センター ☎ 362-7731	給食センター ☎ 361-5911
防災対策室 ☎ 357-7437	(国保年金係) ☎ 357-7446	水道事業所(下水道係) ☎ 357-7456	遠山保育所 ☎ 366-0444
財政課(財政係) ☎ 357-2115	地域包括支援センター ☎ 357-7447	(下水道係) ☎ 357-7457	まつぼっくり広場 ☎ 366-6141
(管財係) ☎ 357-7438	健康増進課(高齢者福祉係) ☎ 357-7448	(施設係) ☎ 357-7458	あさひ園 ☎ 357-4796
政策課 ☎ 357-2117	(保健指導係) ☎ 357-7448	生涯学習センター ☎ 357-3302	社会福祉協議会 ☎ 349-7781
復興推進課 ☎ 357-7439	地域福祉課 ☎ 357-7449	老人福祉センター(浜風) ☎ 357-4976	シルバー人材センター ☎ 357-6039
復興整備課 ☎ 357-7455	会計課 ☎ 357-7450	歴史資料館 ☎ 365-5567	七ヶ浜交番 ☎ 357-2216
教育総務課 ☎ 357-7440	税務課(固定資産税係) ☎ 357-7451	七ヶ浜国際村 ☎ 357-5931	七ヶ浜消防署 ☎ 357-4349
建設課(管理係) ☎ 357-7441	(住民税係) ☎ 357-7452	アクアリーナ ☎ 357-7890	防災無線確認番号 ☎ 349-6016
(建設係) ☎ 357-7442			

※お電話をお掛けになる際は、掛け間違いのないようお願いします。

※療養病床の医療区分とは、疾患・状態・医療処理によって区分されており、詳しくは医療機関等へお問い合わせ下さい。

※低所得Ⅰ・Ⅱ、及び住民税非課税世帯の方が入院時食事代等の減額を受ける際には「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となります。役場町民課で申請願います。

※低所得Ⅱ、及び住民税非課税世帯の方で、過去12カ月入院日数が90日を越えたときは食事代がさらに減額される場合がありますので、役場町民課までお問い合わせ下さい。

※平成30年度からは、一食当たり460円に引き上げる予定です。

※お問い合わせは、町民課国保年金係まで  
☎7446

**お気軽にご参加ください！  
各地区介護予防教室**



各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1〜2回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午  
※お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで  
☎7447

**各地区介護予防教室 5月の日程(場所：各地区公民分館等)**

湊)ひまわりの会	18日、25日(水)	湊浜地区避難所	要)さわやかにぎにぎクラブ	9日(月)、25日(水)	要害・御林地区避難所
松)はまぎく会	19日(木)、25日(水)	松ヶ浜地区避難所	境)浜楽会	17日(火)、25日(水)	境山公民分館
菖)花菖蒲の会	11日、25日(水)	菖蒲田浜地区避難所	遠)かぶとむしの会	13日(金)、25日(水)	遠山地区避難所
花)はなぶしまじゃらいん会	12日(木)、25日(水)	花洲浜地区避難所	汐)汐見台悠々クラブ	20日(金)、25日(水)	汐見台第2公民分館
吉)さくらの会	16日(月)、25日(水)	吉田浜公民分館	汐南)しおさい南クラブ	6日、20日(金) 25日(水)	汐見台南第1集会所
代)元氣よがさきの会	11日、25日(水)	代ヶ崎浜地区避難所	亦)亦来会	19日(木)、25日(水)	亦楽公民分館
東)すこやか明神会	18日、25日(水)	東宮浜公民分館			

**平成28年度各種健(検)診のお知らせ**

町民皆様の健康増進を図るため、次の通り各種健(検)診を実施します。

特に、健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査は、自分自身の健康状態を確認し、日頃の生活習慣を見直すためにも、積極的に受診しましょう。

●会場：町武道館

●実施する健(検)診

健康診査(19歳から39歳の方)、特定健康診査(40歳から74歳までの町国民健康保険被保険者)

後期高齢者健康診査(後期高齢者医療制度被保険者)、結核検診(65歳以上の方)

肺がん検診(40歳以上の方)、大腸がん検診(40歳以上の方)、前立腺がん検診(50歳以上の男性)

と き	対 象	と き	対 象
5月16日(月)	松ヶ浜	24日(火)	境山
17日(火)	湊浜、菖蒲田浜	25日(水)	代ヶ崎浜・亦楽
18日(水)	遠山1・2丁目	26日(木)	東宮浜・御林
19日(木)	遠山3・4・5丁目	27日(金)	汐見台1・2・3・4丁目
20日(金)	吉田浜・要害	28日(土)	汐見台5・6丁目、南
21日(土)	全地区	29日(日)	全地区
23日(月)	花洲浜・笹山		

午前9時30分～午前11時30分  
午前9時30分～午前12時

●持ち物：受診票、健康保険証、自己負担金

(金額は配付した各受診票等でご確認願います。)

国民健康保険被保険者の特定健康診査自己負担金は、無料となります。

●注意事項

- ・混雑の際は、お待ちいただく場合もありますのでご容赦願います。
- ・40歳から74歳の社会保険被扶養者の方は、加入している健康保険団体より発行された特定健診受診券があれば特定健診を受診できる場合があります。詳しくは、健康保険証の発行元または勤務先にお問い合わせください。
- ・健診期間中に75歳の誕生日を迎えられる方は、できるだけ誕生日を過ぎてから受診されますようお願いいたします。

**特別企画**

町では、町民皆様の元氣と健康の復興を支援するため、町が実施する健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診した方は、健診の領収書を持参すると、アクアリーナ(1日)を無料で利用いただけます。(詳しくは健診会場で説明します。)

お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448

## 特定健康診査について

被用者保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合)の被扶養者の方及び国保組合の被保険者の方についても、七ヶ浜町国民健康保険の「特定健診」と同様の日時、場所です。受診する事ができません。各医療保険者が発行する「受診券」と「被保険者証」及び各医療保険者で定める「一部負担金」をご持参のうえ、健診会場にお越しください。

なお、健診日までに受診券が手元に届かない場合は、「被保険者証」を発行している医療保険者にお問い合わせください。

宮城県国保連合会ホームページ内(保険者協議会ページアドレス)

http://www.miyagi-kokuhho.or.jp/kyougikai/

\*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで  
☎7448

## 平成28年度HIV抗体検査・クラミジア抗体検査・梅毒検査、肝炎検査・骨髄バンク登録受付の実施について

### ■実施日・時間(要予約)

●H28年5月18日、6月1日、15日、7月13日、27日

●午前9時30分から11時30分

●予約受付日・時間  
・平日8時30分から午後5時15分まで(祝祭日除く)

・検査実施日の前日までに予約をお願いします。

### ■検査会場 塩釜保健所

塩竈市北浜四丁目8・15

## ■その他 検査は原則無料です。

\*ご予約、お問い合わせは、塩釜保健所疾病対策班まで  
☎5504

## 心に病をもつ人の家族会のご案内

ご家族の心の病で悩んでいませんか？

ご家族の皆さん、悩んでいるのは自分たちだけではありませんよ。

家族会では、心の病気等に関する勉強会や懇談などを行っています。

ご家族の癒しの場ともなっております。是非ご来場ください。初めて参加の方は、事前にご連絡下さい。

●とき 平成28年5月26日(木)  
午後1時30分～午後3時

●ところ 七ヶ浜町母子健康センター

●内容 勉強会、懇談会

\*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで  
☎7448

## 生活保護の相談について

宮城県仙台台保健福祉事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。

●相談日 毎月第2及び第4水曜日  
午前10時～午後3時

●ところ 地域福祉課窓口  
相談希望の方は、あらかじめ電話にて予約をお取り下さい。

\*お問い合わせは、地域福祉課まで  
☎7449

## 子育て支援センターだより

### ◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる広場で、お母さん同士の情報交換、仲間作りの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

- とき 平日午前9時～午後4時まで  
※都合により変更する場合があります。
- ところ 子育て支援センター

### ◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 5月11日(水)  
午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

### ◆すまいるカフェ◆

すまいる広場2でティータイムができますよ。子育てサポーターさんが見守りにいてくれるので、安心してお茶して下さい。

- とき 5月13日(金)  
午前10時～12時
- ところ 子育て支援センター  
すまいる広場2



### ◆なかよし day に参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、一時保育室を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 5月19日(木)  
午前10時～11時
- ところ 遠山保育所かきのみ組
- 人数 1日5組(要予約)

### ◆あそぼ・あそぼ◆

今回は、「お散歩に行こう」です。親子で新緑を楽しみながら、お散歩しましょう。

- とき 5月27日(金)  
午前10時集合
- ところ 子育て支援センター
- 申込締切 5月24日(火)

### ◆親子触れ合いバスツアー◆

今年も、巨理にいちご狩りに行く予定です。みんなでバスにのり、遠足気分を味わいましょう。

- とき 5月20日(金)  
午前9時～12時
- 集合 子育て支援センター
- 目的地 巨理町いちご農園
- 人数 15組程度 5月2日から予約を受け付けます。定員になり次第締め切ります。  
\*参加費は当日集金します。

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 362-7731

## 一時保育の案内

遠山保育所内かきのみ組で1歳以上就学前児童の一時保育を行っており、急用等でお子さんの保育に困った時、ママのリフレッシュの時などにご利用して下さい。詳しくは子育て支援センターまでお問い合わせ下さい。

\*お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎7731

## 「七ヶ浜町親子すまいるフェスタ2016」のご案内

今年もお子さんと共に、家族みんなが楽しめる内容で開催します。ぜひご参加ください。

●とき 平成28年6月19日(日) 午前10時～午後3時

●ところ 七ヶ浜国際村

●内容 キヤラクターショー「それいけ!アンパンマンショー」・歌遊び・子育て支援コーナー・軽食出店コーナー・消防ひろばなど

キヤラクターショーは全席指定、入場無料ですが整理券が必要です。

●整理券配布 5月22日(日) 午前9時から、子育て支援センターにて(電話予約は行いません) 町外の方は、5月30日(月)からの配布となります。

●受付時間 月～金 午前9時～午後5時(5月22日のみ午前11時まで)

※詳しくは、公共機関等にチラシを配置しますのでご覧ください。

\*お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎7731

## 民有地の樹木枝の剪定・雑草の除去について

所有(管理)している土地から樹木の枝や雑草が道路敷地に張り出していませんか?

道路に張り出ていると、交通安全上(歩行・走行時に)支障になりますので、所有(管理)地の樹木枝の剪定・雑草の除去を行ない、適切に管理されるようお願いいたします。

\*お問い合わせは、建設課まで

☎7442

## 住宅用太陽光発電設備設置補助金について

環境に配慮した街づくりの推進のため、住宅用太陽光発電設備設置補助金の交付を今年度も行います。

### ●補助対象設備

住宅の屋根等に設置する太陽光発電設備で、パネルの合計出力が10kw未満の未使用品

### ●補助の対象となる要件

- ①七ヶ浜町に住所を有する個人(転入予定者含む)
- ②申請者及び世帯員について町税等の未納がないこと
- ③自ら居住する住宅に設置する設備で、設置契約日が平成23年3月11日以降であること
- ④電力会社と余剰電力の売電契約を結ぶ方

### ●補助金の額

- ①一般 1kwあたり3万円(上限9万円)
- ②被災者 1kwあたり6万円(上限

18万円)  
※被災者とは東日本大震災で自らの住宅が大規模半壊以上の判定を受けている方。(七ヶ浜町発行の罹災証明書)の提出を求めます)

### ●申請方法

所定の申請書と添付書類を環境生活課に提出。  
申請書は環境生活課窓口へ備え付けているほか、町ウェブサイトに掲載しています。

\*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454



## 生ごみ処理容器等の購入費補助事業について

七ヶ浜町では、生ごみ減量化の取組みとして、生ごみ処理容器等の購入費補助を行っております。家庭系可燃ごみの約40%は、生ごみが占めています。生ごみ処理容器を利用することで、生ごみを肥料として再利用することができ、ごみを減量することが出来ます。

### ●対象の処理機

屋内型生ごみ処理容器(バケツ式) 補助金額 購入費の2分の1を補助します。~1000円未満切捨て、上限3,000円、1世帯につき2基まで

### ●家庭用電気式生ごみ処理機補助金額

購入費の2分の1を補助します。~1000円未満切捨て、上限25,000円まで、1世帯につき1基まで

\*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

## 平成28年度狂犬病予防二次集合注射について

狂犬病予防二次集合注射を以下の日程で行います。平成28年度の集合注射は今回で最後になります。また、愛犬に接種されていない場合はこの機会をご利用ください。来場の際はハガキ(通知書兼申請書)を必ずお持ちください。ハガキの問診票欄に署名を忘れないでください。ハガキがない場合は、当日申し出てください。

●とき 5月15日(日) 午前10時から午前11時30分

●ところ 七ヶ浜町役場前駐車場

●対象地区 全地区

●料金(おつりのないようお願いします) ・狂犬病予防注射のみ: 1頭につき3,020円

・新規登録と狂犬病予防注射: 1頭につき6,020円

また、集合注射以外にも動物病院で接種可能です。その際は、役場にて狂犬病注射済票の交付が必要になります。ただし以下の動物病院では狂犬病注射済票がその場で交付されますので、役場にお越しいただく必要はありません。

- ・塩浜犬猫動物病院、ケイ動物病院、花園動物病院、たがじょう動物病院、村木動物病院、オノデラ動物病院、たかひら動物病院、フォルテ動物病院

\*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

## 「セブンビーチ アドベンチャー スクール」開催!

七ヶ浜の仲間たちとアドベンチャーに出かけよう!

- 対象 町内各小学校4から6年生児童(定員25名程度)
- 回数 全7回

※詳しくは、学校から配布される募集チラシをご覧ください。

\*お問い合わせは、中央公民館まで

☎33302



## 「セブンビーチ 親子ふれあい塾」開催!

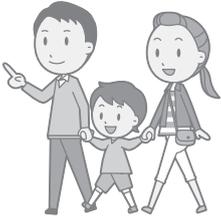
七ヶ浜ならではの体験、バスでお出かけ:家族で参加して楽しい思い出を作りましょう!

- 対象 町内各小学校の1から3年生児童とその家族(10家族程度)
- 回数 全4回

※詳しくは、学校から配布される募集チラシをご覧ください。

\*お問い合わせは、中央公民館まで

☎33302



## 第62回地区対抗野球大会を開催します

地区対抗野球大会を今年も開催いたします。皆さんの熱いご声援をお待ちしております。

- とき 5月8日(日) 開会式 午前7時30分から(予定)
- ところ 野球場、第二スポーツ広場

\*お問い合わせは、中央公民館まで

☎33302



## 工事前に文化財の確認を願います

町内で建物の新築や建替えなどの現状を変える工事を計画されている方は、計画地が埋蔵文化財(遺跡や貝塚)、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要です。

工事計画地がこれらの指定地内である場合は、事前に文化財関係の申請手続きや現地調査などが必要になります。申請手続きには1か月以上要する場合もありますので、お早めに歴史資料館へご相談ください。

\*お問い合わせは、歴史資料館まで  
月曜休館

☎55567



## 経済センサスー活動調査を実施します

平成28年6月1日現在で、経済センサスー活動調査を実施します。この調査は5年ごとに、行う調査で、調査の結果は国及び地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。今回から、インターネットでの回答ができるようになりました。

全国のすべての事業所及び企業が対象で、調査員が5月末日までに調査書類をお届けしますので、回答をよろしくお願いいたします。

※調査票は、統計上の目的以外に使用することはありません。また、統計調査をかたった不審な電話やメールにご注意ください。

\*お問い合わせは、政策課まちづくり推進係まで

☎2117

## 住宅再建支援事業(二重ローン対策)のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。



詳しくは、ウェブで宮城県住宅課を検索してください。

\*お問い合わせは、宮城県土木部住宅課まで

☎3256

## 「第5回七ヶ浜将棋の会」参加者募集

本将棋、どうぶつしょうぎをご用意します。富士通将棋部有志がお子様の手ほどき、経験者のお相手します。お気軽にどうぞ。

- とき 5月14日(土) 午前10時~正午/午後1時~午後3時
  - ところ 老人福祉センター「浜風」
- ※申し込みは不要です。

\*お問い合わせは、富士通株式会社東北支社BICまで

☎5917

## チャレンジデーを開催します

5月の最終水曜日に、15分間運動して人口に対する参加率を競う恒例イベント「チャレンジデー」を開催いたします。今年の対戦相手は埼玉県小鹿野町に決定しました。昨年のリベンジの為に、多くの皆さんの参加をお待ちしております。

- とき 5月25日(水)

●内容 七ヶ浜町内のどこで運動しても構いません。15分間連続して運動したら実行委員会までご連絡ください。

\*お問い合わせは、チャレンジデー実行委員会(事務局 アクアゆめクラブ)まで

☎7920

## 生涯学習センターに時計が寄贈されました

3月23日、JXエネルギー(株)仙台台製油所より壁掛け時計2台の贈呈式が行われました。これは、七ヶ浜町防災拠点施設(生涯学習センター)整備工事落成の記念品として寄贈されたもので、時計は、生涯学習センターロビーと大会議室にそれぞれ設置されています。昨年整備・改修工事を行い、リニューアルオープンした生涯学習センターですが、綺麗になった館内に、ひと際映える大きな真新しい時計が目を惹くことで、施設利用の利便性が向上が期待されます。



\*お問い合わせは、中央公民館まで

☎33302

## 『上・下水道』震災復興工事について

町水道事業所において、町内の津波浸水区域内で現在使用していない上・下水道管の撤去や入替工事を平成26年度から平成28年度までの3ヶ年の予定で実施いたします。

つきましては、上・下水道管撤去の際に個人の土地に布設されて使用していない上・下水道管やメーター等の宅内装置を同時に撤去したいと考えています。

該当する方々には、町水道事業所から郵送にてお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、上・下水道を今後使用しない場合、新たに使用したい場合などで、ご不明な点がありましたら、町水道事業所へご確認ください。

\*お問い合わせは、水道事業所  
上水道係  
又は、下水道係まで  
☎7456  
☎7457

## 熊本地震被害に係る募金箱を設置しています

4月14日に発生した熊本地震に係る募金箱を町内5カ所の公共施設(役場・生涯学習センター・国際村・アクアリーナ、水道庁舎窓口)に設置しております。皆様の温かいご支援をお願いいたします。



\*お問い合わせは、総務課まで

☎7436

## 七ヶ浜町における放射線量の調査状況

①空間放射線モニタリング状況  
(1)役場駐車場

測定月日	4月19日
天候	晴れ
測定時間	午前7時56分
測定結果 地上1m	0.04
測定結果 地上0.5m	0.04

※平成23年6月30日から平成28年4月19日現在まで、計1,140回測定。  
(2)町立小中学校・保育所・私立幼稚園(校庭・園庭)  
●測定月日 4月15日(金)  
●天候 晴れ

※平成23年6月30日から平成28年4月15日現在まで、計414回測定。  
(3)公園等については、37カ所測定。  
除染の基準とされている毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回っています。

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午前9時15分	校庭	0.04	0.04
2	松ヶ浜小学校	午前10時25分	校庭	0.04	0.04
3	汐見小学校	午後1時25分	校庭	0.05	0.05
4	七ヶ浜中学校	午前9時30分	校庭	0.05	0.04
5	向洋中学校	午前11時15分	校庭	0.05	0.05
6	遠山保育所	午後1時45分	園庭	0.04	0.03
7	和光幼稚園	午前10時00分	園庭	0.05	0.05
8	松ヶ浜幼稚園	午前10時50分	園庭	0.06	0.06
9	遠山幼稚園	午前11時30分	園庭	0.06	0.05
10	汐見台幼稚園	午後1時10分	園庭	0.05	0.06
11	第二柏幼稚園	午前9時00分	園庭	0.06	0.06

※最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。  
\*お問い合わせは、環境生活課まで  
☎7454

## 食品の放射能測定器を設置しています。

- 対象者 七ヶ浜町民
- 測定品目 自家消費するために栽培・採取したものに限り、(家庭菜園も可)なお、販売品や販売目的のものは対象外です。
- 測定の予約 予約制で、環境生活課に直接、または電話にて申し込み下さい。1回の申し込みにつき、1品目の測定になります。予約の測定が終了次第、次の予約を受付けます。
- 測定料金 無料  
※町が無料で実施する測定は簡易測定のため、あくまでも「参考値」です。  
※測定結果はすべて公表させていただきます。(個人情報は除く)  
※持ち込みの際は、材料は1センチ程度に細かく刻んで500g以上で多めに準備下さい。

お問い合わせは、環境生活課まで  
☎357-7454



## 健康カレンダー

※お子さんの健康診査・健康相談・予防接種を受ける際には、必ず母子健康手帳をご持参下さい。



とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
5/10	母子健康手帳交付	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
11	すくすく2歳6か月児健康相談	〃	9:45～10:00	H25.11.1～12.31 出生児
12	乳児健康診査	〃	12:15～12:30	H27.12.25～H28.2.12 出生児
24	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
6/1	3歳児健康診査	〃	12:15～12:30	H24.11.14～H25.1.1 出生児
7	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
8	よちよち1歳児健康相談	〃	9:45～10:00	H27.5.1～6.30 出生児

### 「広報しちがはま」がスマートフォンで見やすくなりました

これまで「広報しちがはま」をスマートフォンでご覧いただく際、PC版をご覧いただいておりますが、このたび、スマートフォン対応となりましたので、ぜひご覧ください。

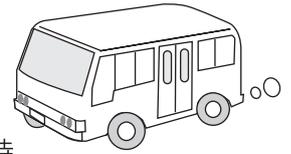


お問い合わせは、政策課まで ☎357-4349

老人福祉センター

## 浜風

利用者  
バス送迎



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～正午

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日休館）

持参する物 浴用タオル、昼食

◆バス時刻表（休館日を除く火～金に送迎を行います）

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:30	立花地区高台住宅団地入口	9:24	汐見台南2丁目ロータリー
9:32	公園墓地蓮沼園入口	9:29	湊浜2丁目バス停
9:34	東宮浜公民分館前	9:32	西原地区高台住宅団地入口
9:37	要害バス停	9:34	御殿崎バス停
9:41	新仙台湾鈴木診療所前	9:37	旧七ヶ浜農協前
9:44	遠山地区避難所前	9:42	笹山地区高台住宅団地入口
9:46	向洋中学校入口	9:45	花淵浜割山
9:48	汐見台3丁目バス停	9:48	花淵バス停
9:51	汐見台5丁目T字路前	9:51	吉田浜消防ポンプ車置き場前

お問い合わせは、老人福祉センター「浜風」まで ☎357-4976

### 飼えなくなった犬や猫の相談

飼えなくなった犬や猫の引き取りの相談を塩釜保健所で行っています。

相談については、塩釜保健所までお問い合わせください。



※お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎363-5505

### 七ヶ浜消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器は、消防法で設置が義務付けられています。

実際に火災が起きた時に備え、設置・点検をお願いします。



お問い合わせは、七ヶ浜消防署まで ☎357-4349

### 休日の救急歯科 受付／午前9時～午後3時

5/1	千葉歯科医院	塩釜市東玉川2-31	☎362-5253
3	誠寿歯科医院	多賀城市高橋2-19-20	☎368-5588
4	泉沢歯科医院	塩釜市泉沢町17-15	☎363-2306
5	ホワイト歯科クリニック	多賀城市伝上山4-8-20	☎367-6151
8	歯科・アイザワデンタル	多賀城市下馬5-5-30	☎361-8180
15	きくちデンタルクリニック	塩釜市庚塚30-82	☎361-3368
22	城南歯科クリニック	多賀城市城南1-19-22	☎389-2008
29	森の風歯科クリニック	多賀城市高崎3-11-22	☎309-1855
6/5	こぐえ歯科クリニック	塩釜市旭町18-11	☎365-3728
12	ささき歯科クリニック	多賀城市中央1-16-17	☎389-1777

### 4月1日現在の人口（前月比） ※外国人含む

世帯数	6,500 (15)	転入	131
男	9,585 (-2)	転出	130
女	9,678 (0)	出生	8
計	19,263 (-2)	死亡	11

町の面積 13.19km<sup>2</sup> (H26.10.1国土地理院より)

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州ブリマス

友好の町 山形県朝日町

# 第45回産業まつり 「青空市」

新鮮な魚貝や野菜はもちろん、あさり汁の無料試食や楽しいステージ企画も盛りだくさん！旬のもの、美味しいものがたくさん並び青空市、ぜひ遊びに来てください！

青空市

- とき：5月22日(日)  
午前8時30分～午後2時
- ところ：宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所



お問い合わせは、七ヶ浜町産業まつり「青空市」開催実行委員会事務局  
多賀城・七ヶ浜商工会 七ヶ浜事務所 ☎357-3912

## 人権何でも相談所

6月7日(火) 午前10時から午後5時まで

夫やパートナーからの暴力、お年寄りや子どもへの虐待、職場等におけるセクシャルハラスメント、いじめや体罰、近所のトラブル、外国人に対する差別について、人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で秘密は堅く守られます。どんなことでもお気軽にご相談下さい。

### ◆◆◆相談場所◆◆◆

仙台法務局塩竈支局、  
多賀城市社会福祉協議会  
松島町役場3階会議室、  
七ヶ浜町水道庁舎2階  
利府町保健福祉センター

☆平日のご相談はこちらどうぞ

- ☎022-362-2338
- ・女性のホットライン ☎0570-070-810
- ・子どもの人権110番 ☎0120-007-110



主催：仙台法務局塩竈支局・塩釜人権擁護委員協議会  
共催：塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町

お問い合わせは、地域福祉課まで ☎357-7449

## 選挙権年齢が18歳に 引き下げられました

広報4月号でお知らせしましたとおり、平成28年6月19日の法律施行日以降最初に行われる国政選挙(衆議院議員選挙、参議院議員選挙)から、選挙権を有する年齢が満18歳以上に引き下げられます。

### ●いつの時点で満18歳の方が選挙権を有するの？

選挙の投票日時点で満18歳以上の方が選挙権を有することになります。年齢の計算は満年齢で行いますので、18歳の誕生日が投票日の翌日までの方になります。

### ●転入、転出したときは住民票を移しましょう

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村ですが、選挙権を有しているだけでなく、その市区町村の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

七ヶ浜町で投票するためには、3ヶ月以上七ヶ浜町の住民基本台帳に登録されている(七ヶ浜町に住民票が作られている)必要がありますが、他の市区町村から転入した際に転入の届出をしないと七ヶ浜町では投票することができず、七ヶ浜町から転出した場合でも転出先で届出をしないと転出先で投票することはできませんので、進学や就職などで転入、転出した場合には、速やかに届出をして住民票を移しましょう。

選挙権年齢引き下げについては、総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp> をご覧ください。

お問い合わせは、選挙管理委員会まで ☎357-7436

### 住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

- とき 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
- ところ 役場2階 復興推進課内(事前予約は不要です)
- 電話による相談も受付しています(☎357-7439 復興推進課)



環境に優しい大豆インキを使用しています